

(様式第3号)

第4次大野城市人権教育・啓発基本指針及び同指針に基づく実施計画
に関するパブリック・コメント意見募集の結果

令和8年5月15日

市民生活部人権男女共同参画課

1 結果の公表期間

令和8年5月15日(金) ～ 令和8年6月14日(日)

2 結果の公表方法

◇次の場所での閲覧

- ・人権男女共同参画課(市役所新館2階)
- ・市役所1階ホール
- ・行政資料室(市役所新館3階)
- ・各コミュニティセンター
- ・大野城まどかぴあ(まどかぴあ図書館)
- ・すこやか交流プラザ
- ・青少年の居場所「ユープレ」

◇市ホームページへの掲載

3 その他必要な事項

決定した計画は、市ホームページで公表します。

4 意見募集の結果

2名 17件(うち計画への反映 有:2件)

【提出された意見の概要】

別紙のとおり

【意見に対する考え方】

別紙のとおり

**第4次大野城市人権教育・啓発基本指針（案）及び同指針に基づく実施計画（案）
に関するパブリック・コメント提出意見及び対応**

意見番号	項目		該当部分			意見の概要	市の考え方・対応	対応結果	
(1)	基本指針	第2章 総合的施策の推進	9ページ	1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	(2) 学校	(2) 学校	<p>学校で人権教育の役割を担う教職員の人権認識を高めることが必要であり、教職員が子どもたちの人権を侵すような言動があってはならない。その為に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの姿に学ぶ」研修の充実 ・何でも話し合え、困ったときに助け合える教職員集団作り ・家庭訪問等での保護者との連携 ・保育園・幼稚園、小学校、中学校の連携 ・地域との連携 ・リーダーとしての校長の指導力・行動力の育成 	<p>意見に基づき、当該部分（事業内容）の記述を次のとおり修正します。</p> <p>該当部分に「その役割を担う、教職員の人権意識を高める必要があります。」の一文を追加します。 なお、個別にご提案頂いている取組につきましては、既に各学校において実施しているところです。</p>	意見に基づき一部修正
(2)	実施計画	第2章 計画事業	9ページ	Ⅲ 分野別施策	1 同和問題（部落差別）	③小・中学校における同和教育の充実	<p>どういった教材を活用し、その結果、子ども達の反応はどうだったのかを検証する為の教職員研修会を各学校で実施する</p>	<p>基底カリキュラムによる人権学習を行う、校内や中学校ブロックでの公開授業を行うなどの取組を行っているため、該当部分の修正は行わないこととしますが、ご意見の内容に留意しながら事業を進めてまいります。</p>	原案のとおり
(3)						①市民等を対象とした研修・講座等の開催、啓発情報の発信等による啓発	<p>地域でのセクハラ発言が蔓延しており、区長会などあらゆる会合で研修を行う</p>	<p>「主な取組」に記載されている「男女共同参画や女性に関する各種研修会、講座、イベント等の開催」には、区長会などへの研修等も含まれていることから、該当部分の修正は行わないこととしますが、ご意見の内容に留意しながら事業を進めてまいります。</p>	原案のとおり
(4)	実施計画	第2章 計画事業	10ページ	Ⅲ 分野別施策	2 女性に関する問題	④地域における女性活躍推進事業	<p>区長はじめ、地域役員のほとんどが男性であり、女性参加の場が非常に少ないので、女性枠を作る</p>	<p>「地域の代表者は地域住民が決める」という原則に基づき、行政（市）がクォータ制などのポジティブ・アクション（積極的改善措置）を用いて、地域の代表者の選任に関与することは考えていないことから、該当部分の修正は行いません。 なお、積極的な女性登用の呼びかけなど、今後も「女性活躍の意識・環境の醸成に向けた取組」を継続していきます。</p>	原案のとおり

第4次大野城市人権教育・啓発基本指針（案）及び同指針に基づく実施計画（案）
に関するパブリック・コメント提出意見及び対応

意見番号	項目		該当部分			意見の概要	市の考え方・対応	対応結果	
(5)	実施計画	第2章 計画事業	11 ページ	Ⅲ 分野別施策	3 子どもに関する 問題	①思いやりや生命尊重の気持ちを育む教育の推進	「特別の教科、道徳」だけでなく、すべての教育内容において、人権の視点をもって授業を行う	常日頃から人権の視点を持った教育を行っておりますが、特に道徳においては市内全小中学校で公開授業を行い、家庭や地域と連携した教育の機会としております。該当部分の修正は行わないこととしますが、ご意見の内容に留意しながら事業を進めてまいります。	原案のとおり
(6)	実施計画					②児童虐待防止のための取組の推進	一昨年の痛ましい事故を二度と起こさない為に、地域ネットワークを活用し、実態把握を日常的に行う	地域ネットワークである、要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携して児童虐待などの恐れがある子どもについて情報共有を行っているため、該当部分の修正は行わないこととしますが、今後も引き続き児童虐待などの早期実態把握に努めてまいります。	原案のとおり
(7)	実施計画					③いじめ等の防止のための取組の推進	不登校を生まないための授業作り、集団作りを推進する	該当部分の修正は行わないこととしますが、誰一人取り残さない学校となるよう、ご意見の内容に留意しながら学校づくりを進めてまいります。	原案のとおり
(8)	実施計画					④教職員や保育士等を対象とした研修の実施	各学校の校務分掌に「人権教育部」を位置づけ、研修を推進する	教職員に対する市主催研修や校内研修を行い、また担当指導主事による気づきを高める指導等を行っているため、該当部分の修正は行わないこととしますが、ご意見の内容に留意しながら事業を進めてまいります。	原案のとおり
(9)	実施計画	第2章 計画事業	12 ページ	Ⅲ 分野別施策	3 子どもに関する 問題	⑥子どもの貧困行対策に向けた取組	子どもの貧困の実態を調査し、地域や民生委員・児童委員と連携して取り組み、子ども食堂を充実する	提案頂きました取組につきましては、所管課における今後の取組の参考とさせていただき、該当部分の修正は行わないこととしますが、ご意見の内容に留意しながら事業を進めてまいります。	原案のとおり
(10)	実施計画					⑦ヤングケアラーに関する啓発の推進	ヤングケアラーの実態調査、それに伴う相談窓口の設置、家庭訪問の実施	令和7年度にヤングケアラーの実態調査を行っており、相談対応については子ども相談センターで行うこととしているため、該当部分の修正は行わないこととします。なお、具体的な支援方法については、今後検討してまいります。	原案のとおり
(11)	実施計画	第2章 計画事業	13 ページ	Ⅲ 分野別施策	4 高齢者に関する 問題	新規項目追加	⑥として、「特殊詐欺から高齢者を守る取組の推進」を追加し、関係機関と連携した未然防止の体制づくりや、最新手口に関する情報を地域と共有する	ご提案頂きました取組につきましては、⑤の主な取組「特殊詐欺被害防止対策事業」に含まれることから、該当部分の修正は行わないこととしますが、ご意見の内容に留意しながら事業を進めてまいります。	原案のとおり

第4次大野城市人権教育・啓発基本指針（案）及び同指針に基づく実施計画（案） に関するパブリック・コメント提出意見及び対応

意見 番号	項目		該当部分			意見の概要	市の考え方・対応	対応 結果	
			14 ページ	Ⅲ 分野別施 策	5 障がいのある 人に関する問題				
(12)	実施 計画	第2章 計画事業	14 ページ	Ⅲ 分野別施 策	5 障がいのある 人に関する問題	②障がいへの理 解を深めるため の教育の推進 特別支援学級が増え、インクルーシブ教育 に逆行しているため、積極的に交流教育を 進める	全国的にも特別支援学級は増加しております が、本市では、特別支援学級と普通学級との 交流や、特別支援学級の児童生徒が普通学級 に入って活動を行ったりしているため、該当 部分の修正は行わないこととしますが、ご意 見の内容に留意しながら事業を進めてまいり ます。	原案の とおり	
(13)	実施 計画	第2章 計画事業	15 ページ	Ⅲ 分野別施 策	6 外国人に関する 問題	②小・中学校に おける国際教育 と英語教育の充 実 小中学校に在籍している外国籍の子どもを 指導する日本語教育教師の配置を進める	日本語教育教員の配置につきましては、引き 続き県教育委員会へ要望していきます。市教 育委員会による外国籍の子どもへの支援とし て、支援サポーターや通訳ボランティアを配 置していることから、該当部分の修正は行わ ないこととしますが、ご意見の内容に留意し ながら事業を進めてまいります。	原案の とおり	
(14)	実施 計画	第2章 計画事業	16 ページ	Ⅲ 分野別施 策	7 働く人に関する 問題	②職員に向けた 研修の実施 ハラスメントは生命を奪う人権侵害である り、ハラスメントする側の問題であることを しっかり研修する また、職場だけでなく地域での研修もす べきである	ご提案いただきました取組につきましては、 「①市民・事業者に向けた啓発情報の発信 等」の中で実施することから、該当部分の修 正は行わないこととしますが、ご意見の内容 に留意しながら事業を進めてまいります。	原案の とおり	
(15)	実施 計画	第2章 計画事業	17 ページ	Ⅲ 分野別施 策	8 様々な人権問題	新規項目追加	「生きる権利」が脅かされる戦争は最大の 差別であり、平和な世の中をつくるため に、自分ができていることを考える学習を学 校で行うことが大切である	各学校における平和教育が、平和の尊さ、戦 争の悲惨さ、命の大切さについての学びの場 となっており、該当部分の修正は行わないこ ととしますが、今後とも、ご意見の内容に留 意しながら事業を進めてまいります。	原案の とおり
(16)							「食は生命」であり、食べる力は生きる力 である。食に関する知識を身に付けること だけでなく、地球規模の食糧問題、環境問 題につながっていく。 給食・特活・家庭科等を中心にして「食 育」を授業の中にきちんと位置付ける。	食育に関するカリキュラムを家庭科や特別活 動等を中心に組み込んでいます。また、指定 された料理に挑戦することで、調理技術の向 上及び食について興味関心を高める「料理 名人への道」や、「お弁当の日」に自分で目 標を立てて調理をすることで、お弁当作りに関 わったりなどしているため、該当部分の修正 は行わないこととしますが、ご意見の内容に 留意しながら事業を進めてまいります。	原案の とおり
(17)	実施 計画	第2章 計画事業	17 ページ	Ⅲ 分野別施 策	8 様々な人権問題	字句の修正 上から4行目、「性的指向及び性自認」と あるが、基本指針では「性的少数者（L G B T Q+）に関する問題」となっているの で、統一してはどうか	意見に基づき、実施計画での表記を基本指針 での表記にあわせて、「性的少数者（L G B T Q+）に関する問題」と修正します。	意見に 基づき 修正	